

議案第 6 0 号

専決処分の承認について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 5 月 3 0 日

提出者 調布市長 長 友 貴 樹

提案理由

地方税法施行令の一部改正に伴い，調布市国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例を専決処分したので，地方自治法第 1 7 9 条第 3 項の規定により，提案するものであります。

専決処分の承認について

別紙のとおり専決処分したので報告し，承認を求める。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により，
調布市国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり専決
処分する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

調布市長 長 友 貴 樹

調布市国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例

調布市国民健康保険税賦課徴収条例（昭和３３年調布市条例第７号）の一部を次のように改正する。

第１０条第１項第２号中「２９万５，０００円」を「３０万５，０００円」に改め，同項第３号中「５４万５，０００円」を「５６万円」に改める。

附 則

- １ この条例は，令和７年４月１日から施行する。
- ２ この条例による改正後の調布市国民健康保険税賦課徴収条例の規定は，令和７年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し，令和６年度分までの国民健康保険税については，なお従前の例による。